

P T A 活動前に安全対策を しっかりとしましょう。

今年度の報告事例から、P T A 活動中の事故を少しでも防いでいただくように、いくつか取り上げてみます。

夏休み前後に各学校で行われる P T A 環境整備作業中の「賠償責任に関する報告書」が今年も多く届きました。草刈り機による飛び石で、校舎の窓や扉のガラスが割れたり、置いてある車への被害です。毎年のように起きる損害賠償責任に関しては、これまで何度となく給付会便りに取り上げてきましたが、事故を避けるための手だてが講じられていたかが問われるようになってきました。きちんと対策が講じられていることを確認して



ください。

「賠償責任」に関しては、プール監視中に P T A 持参の parasol が突風により飛ばされ、駐車してあった乗用車のドアを傷つけた事案もありました。暑さ対策での parasol ですが、よりしっかりした固定が求められます。

見舞金給付対象として多い災害報告は、P T A の親子行事における怪我です。運動を伴う活動で、日頃の動きと違い、思わず頑張り過ぎるのか、足がもつれて転倒し擦り傷や捻挫、また、腰を痛めたり、アキレス腱断裂等の報告がありました。準備運動をきちんとしてもケガをすることはありますが、日頃と異なる活動には十分注意して活動してください。

自転車による損害賠償責任が問われる事故が多発しています。

見舞金給付の対象ではありませんが、自転車による損害賠償責任が問われる事故が多く発生しています。

任意の保険ですが、**P T A 24 保険** の昨年度の自転車による事故から、賠償責任として支払われた一例を紹介します。

[自転車で車の横を通り過ぎたときに左ドアに傷をつけた] 495,136 円支払い

[自転車走行中に通行人にぶつかり相手にケガをさせた] 1,297,551 円支払い

[駐車場で自転車を倒し駐車車両に傷をつけた] 161,661 円支払い

[自転車で路地を曲がったときに駐車車両にぶつかり傷をつけた] 303,750 円支払い
など、損害賠償に関しては子どもの自転車による事故が 20 件ほど届けられました。賠償責任に関する請求は、全体で 80 件ほどです。年々その数は増えてきています。

今年度に入り 4 月早々に、

[自転車走行中に停車車両に衝突し相手車両に傷をつけた] 331,600 円が支払われています。

車とぶつかったおりに自分自身もケガをしていることが多く、通院等による保険金が支払われているケースもいくつかあります。



P T A (主催・共催) 活動後に、 必ず事故の有無を確認

今年度災害報告に、P T A 総会準備や運動会準備の際のケガ、登校指導中に転倒し打撲するなどがありません。

P T A 活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生した場合には、「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。もし事故が発生したときには、「手引」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧ください。手続きをお願いします。

お知らせ・お願い

◆ 右の QR コードから岐阜県 P T A 連合会の HP を開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県 P T A の HP から今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。しかし、当時は賠償責任保険が適用できたものが、現在は対応できないなど、判断基準が変化しているものもあります。ご注意ください。

『P T A 24 保険』のご案内

充実した補償の『P T A 24 保険』への加入を是非ご検討ください。(詳細については、取扱代理店 (株) ワイズ ☎ 058-248-0033 へお問い合わせください)